

学校法人鹿児島純心女子学園役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人鹿児島純心女子学園の寄附行為第36条の規定に基づき、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の報酬等に関し必要な事項を定める事を目的とする。

(報酬)

第2条 常勤及び非常勤の役員の報酬の額は、別表1のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、毎月21日に支給する。ただし支給日が金融機関の休業日に当たる場合は、その前の最初の営業日に支給する。

- 2 報酬は、直接本人に現金をもって支給する。ただし、本人の承諾あるときは、本人の銀行口座への振込み又は銀行小切手の支給をもって、これに代えることができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき額及び本人から申し出のあった額を控除して支給する。

(月の途中で就任又は退任した場合の報酬)

第4条 月の初日以外において新たに就任した場合は翌月より支給するものとし、月の末日以外の日において退任した場合は当月分を支給する。

(退職金)

第5条 理事長を除き、すべての役員への退職金は支給しない。

- 2 理事長に支給する退職金の額は、別表2に定める算式により算出される額とする。

(費用)

第6条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は、別表3のとおりとする。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和 62 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

役職名	報酬の額
理 事 長	月額 400,000 円
常 勤 理 事	月額 10,000 円
非 常 勤 理 事	月額 20,000 円
監 事	月額 20,000 円

別表 2 (第 5 条第 2 項関係)

最終報酬月額×在任年数

別表 3 (第 6 条第 1 項関係)

旅費の区分	旅費額
鉄道賃	実費 (特別料金を含む。)
船賃	実費
航空賃	実費
車賃	実費
日当 (理事長)	5,000 円
〃 (理事・監事)	4,000 円
宿泊料 (理事長)	13,000 円
〃 (理事・監事)	12,000 円

注 鉄道における特別料金は、次のものとする。

- (1) 普通急行料金：普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 km 以上の場合
- (2) 特別急行料金：特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 km 以上の場合
- (3) 新幹線料金：新幹線利用可能な区間の旅行で片道 100 km 以上の場合